

介護職員等特定処遇改善加算

介護職員等特定処遇改善加算とは

介護職員の処遇改善については、平成 29 年度の臨時改訂における介護職員処遇改善加算の拡充も含め、これまで数次にわたる取組が行われてまいりましたが、「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）において、「介護人材確保のための取組を一層進めるため、経験・技能のある職員に重点化を図りながら、介護職員の更なる処遇改善を進める」とされ、2019 年 10 月の消費税率引上げに伴う介護報酬改定において対応することとされました。

そして、これを受けて、2019 年度の介護報酬改定において、介護職員等特定処遇改善加算が創設されました。

当施設では当該加算に係る取組を実施し、特定加算 I を取得しております。

<介護職員等特定処遇改善加算の算定要件>

○介護福祉士の配置等要件

サービス提供体制強化加算の最も上位の区分を算定していること。

特定施設入居者生活介護等

サービス提供体制強化加算（I）または入居継続支援加算

○現行加算要件

現行の処遇改善加算（I）から（Ⅲ）までのいずれかを算定していること。

○職場環境等要件

職場環境等要件の「資質の向上」、「労働環境・処遇の改善」及び「その他」の区分ごとに 1 以上の取組を行うこと。

○見える化要件

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容をホームページへの掲載等により公表していること。

職場環境要件の提示について

見える化要件に基づき、特定加算の取得状況を報告し、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を下記に掲示致します。

	職場環境要件項目	当法人としての取り組み
資質の向上	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	資格取得支援として、研修・講習の案内や有休等の活用を勧め、職員が研修や講習を受けやすい環境を整えている。
労働環境・処遇の改善	ICT活用（ケア内容や申し送り事項の共有（事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアクセスを可能にすること等を含む）による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・訪問介護員の出勤情報管理によるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化	介護ソフトの活用による情報共有、記録の電子化による業務負担軽減を行っている。
	介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器等導入	特浴、電動ベッド（超低床ベッドを含む）を導入し、介護職員の腰痛対策を行っている。
	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	毎朝ミーティングを開き、情報共有を徹底している。
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	年次健康診断の実施、全館禁煙、職員休憩室の確保を行っている。
その他	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員から正規職員への転換を奨励している。